

## 弓道場使用料金の改定について

区の貸出し施設の管理運営費は、区民の皆様が納めている税金だけでなく、「受益者負担の原則」に基づき、サービスの対価として施設を利用する方に一部を負担していただいております。本区の使用料等については、社会経済状況等を鑑み、15年間据え置いてきましたが、その間、消費税増税や電気料金の値上げ等により、施設の管理運営コストは増加しています。こうした状況を踏まえ、貸出し施設の使用料を平成29年4月1日から改定いたします。

区民料金は現行料金の1.1倍となります。

区民外料金が新設され区民料金の1.5倍となります。

実際に新料金が適用されるのは、平成29年4月1日以降にお支払いただく予約からとなります。4月1日以降の利用であっても、平成29年3月31日までにお支払がされた予約については旧料金の適用となります。3月31日までに仮予約を行った場合であっても、4月1日以降の支払いとなれば新料金の適用となります。

| 新 料 金 表 |                  |                 |        |         |
|---------|------------------|-----------------|--------|---------|
| 名 称     | 単 位              | 区 分             | 使用料    |         |
|         |                  |                 | 区 民    | 区 民 外   |
| 弓道場     | 団体貸切、1回          | 午前(9:00~12:00)  | 1,980円 | 2,970円  |
|         |                  | 午後(12:30~16:30) | 2,420円 | 3,630円  |
|         |                  | 夜間(17:00~21:00) | 4,290円 | 6,430円  |
|         |                  | 全日(9:00~21:00)  | 6,710円 | 10,060円 |
|         | 個人利用、1人、1回、4時間以内 |                 | 330円   | 330円    |

弓道場附属設備器具使用料(変更なし)

(1) 弓、矢、かけ等 1式、1回 100円

(2) ストープ 1台、1時間 100円

団体貸切の区民とは、半数以上が区民の方で構成される団体となります。

スポーツ振興課スポーツ施設担当

03 - 5608 - 6588